

保証約款

第1条（用語の定義）

この約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 保証書

当書面表面の保証書のことをいい、お客様のお名前・住所、対象機名および保証書番号が記載されています。

(2) お客様

保証書記載の保証サービスの対象となる方をいいます。

(3) 施工業者

保証書記載の施工業者をいいます。

(4) メーカー保証期間

対象機器のメーカーが提供する修理保証をいいます。

(5) 対象機器

保証書記載の保証サービスの対象となる機器をいいます。対象機器の引渡しまたは設置から1年以上のメーカー保証期間があるものをいいます。

(6) 当該住宅

対象機器のリフォーム工事を行った住宅をいいます。

(7) リフォーム工事

施工業者がお客様と締結する請負契約で、当該住宅と一体の設備に係る改修工事をいいます。

(8) 取扱説明書

対象機器の引渡しまたは設置時に、対象機器に付帯されたメーカー作成の説明書をいい、名称の如何を問いません。

(9) リコール

設計・製造上の過誤などにより製品に欠陥があることが判明した場合に、無償修理・交換・返金などの措置を行うことをいい、法令によるものと製造者・販売者による自主的なものとを問いません。

第2条（保証の内容）

保証サービスの対象機器に故障が発生した場合、次の各号に定める条件をいずれも満たしている上で、当約款内容に従い保証サービスをご提供します。また、この保証は、対象機器の修理サービスをご提供するもので、保険のように金銭給付を目的としたものではありません。

(1) 当約款第5条に定める免責事由に該当しないこと

(2) 故障発生日及び施工業者が修理依頼を受けた日のいずれも保証サービス期間内であること

第3条（保証期間）

メーカー保証期間終了日翌日より開始し、保証書記載の保証期間終了日に終了します。

第4条（故障の通知）

お客様は故障が発生した場合は、速やかに施工業者に通知しなければなりません。通知が遅延した場合およびこれにより損害が拡大した場合には、施工業者は保証責任を負いません。

第5条（免責事由）

施工業者は、次の各号に掲げる事由により生じた損害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。）については、保証責任を負いません。

(1) お客様の故意または重大な過失により生じた事故

(2) 台風、暴風、暴風雨、旋風、竜巻、豪雨、洪水もしくはこれらに類似の自然現象または火災、落雷、爆発、騒じょう、労働争議等による偶然もしくは外來の事由

(3) 土地の沈下・隆起・移動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流入・流出または土地造成工事の瑕疵

(4) 地震・噴火・津波・風害・水害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害

(5) 当該住宅の虫食い・ねずみ食い・その他動植物による対象機器への侵入（誤作動・損傷等）または当該住宅の性質・材質による結露または瑕疵によらない当該住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由

(6) 対象機器が設置された住宅または住宅関連設備の設計・工事・管理にかかる瑕疵・不良・不具合

(7) 対象機器の物理的な移動や落下

(8) 対象機器の取り付けにかかる配線・配管工事の不良または対象機器の据付不良

(9) 対象機器本体以外の機器の使用

(10) 消耗品（消耗する部位や潤滑油等を含みます。）の摩耗・劣化または純正品以外の使用

(11) 対象機器工事の瑕疵に起因して生じた、当該住宅以外の財産の滅失もしくは毀損（以下「財物の損壊」といいます。）または当該住宅その他財物の使用の障害

(12) リフォーム工事に伴い設置、更新または修繕された機器、器具または設備自体の不具合（ただし、施工業者による施工または組立て上の瑕疵による場合はこの限りではありません。）

(13) 当該住宅の著しい不適正使用または不適切な維持管理（定期的に必要とされる計画修繕を怠った場合は、著しく不適切な維持管理がなされたものとみなします。）

(14) 施工業者がその材料または指図が不適当であることを指摘したにもかかわらず、お客様が採用させた設計・施工方法もしくはお客様から提供された資材等の瑕疵、またはお客様等施工業者以外の者が行った施工の瑕疵等の施工業者以外の者の責に帰すべき事由

(15) 保証期間開始後の増築・改築・修繕の工事または設備機器等の取り付け取り外しの工事またはそれらの工事部分に生じた事由

(16) 当該リフォーム工事契約締結時において実用化されていた技術では予防することが不可能な現象またはこれが原因で生じた事由

(17) 当社工事后に取付箇所、住所、利用条件、所有者が異なる場合

(18) 保証対象工事以外の瑕疵に起因する事由

(19) 前各号に類似する事由

2 施工业者は、次の各号に掲げる使用・管理がお客様により行われた場合には、当該使用・管理と対象機器の故障との因果関係の有無に関わらず、保証責任を負いません。

(1) 対象機器に対し、電圧・周波数等メーカーが定める方法以外による電源を使用した場合

(2) 対象機器に対し、地方自治体の条例に基づく上水道以外の水を使用した場合

(3) 取扱説明書に禁止または要注意事項として記載された方法で使用した場合

(4) 書面によるメーカーの承諾（取扱説明書に記載中にて承諾されたものを含みます。）を得ずに、対象機器に対する改造・修理が行われた場合

(5) 対象機器が不適当な設置状態におかれていた場合

(6) 対象機器が引渡しまたは設置時の場所から移設されていた場合

(7) 事前点検において、対象機器の修理または交換をしなかった場合

(8) 日常生活以外の業務用として対象機器が使用された場合

(9) 保証書や保証書番号の改ざんが行われた場合

(10) 前各号の使用・管理が行われたと合理的に推測される場合

3 施工业者は、次の各号に定める費用は、保証の対象外となり、お客様負担となります。

(1) 修理費用の一部または全部が消耗品の交換である場合における当該消耗品の購入・修理・取り付け・撤去に要する費用

(2) 対象機器本体以外の機器・付属品の修理・取り付け・撤去に要する費用

(3) 対象機器を修理するにあたり必要となった、壁、床、天井、またはタイル等の取り壊しと修復に要する費用

(4) 高所難所等の特殊な場所における修理作業が必要になった場合に、当社が定める標準作業費を超過した費用

(5) 遠隔地や離島など、対象機器のメーカーが定める地域以外への出張費

(6) 対象機器のメーカーがリコール宣言を行った後に、リコールの原因となつた対象機器の部位にかかる購入・修理・取り付け・撤去に要する費用

(7) 火災保険・動産総合保険等、保険契約による保険金により支払われるべき費用または既に支払われた費用

(8) お客様からの修理依頼が虚偽であった場合の出張または修理にかかる全ての費用

(9) お客様からの申告による故障状況および故障原因の特定が出来なかった場合の出張または修理に要する全ての費用

(10) その他前各号に類似する費用

4 施工业者は、次の各号に掲げる場合は、保証責任を負いません。

(1) 対象機器工事の瑕疵に起因して生じた、当該住宅に居住する者等の傷害・疾病・後遺障害・死亡

(2) 本保証書の提示がない場合または本保証書の所定事項に記載がない場合もしくは記載された字句が改ざんされた場合

(3) 施工业者へ事前の通知および承諾がなく修補が行われた場合

(4) 本製品の故障に起因して生じた本製品及びその他の財物の使用の阻害によって生じた損害

5 施工业者は、次の各号に掲げる事由に起因する損害（これらの事由によって発生した事故が拡大して生じた損害、および発生原因の如何を問わず事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。これらの事由がなければ発見されなかつた構造耐力上主要な部分等の瑕疵によって生じた損害を含みます。）について保証責任を負いません。

(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の行動によって、全国または一部の地区において平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(2) 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

第6条（保証の範囲）

対象機器の故障に関して、1回の故障にかかる修理サービス費用が対象機器の同一機種または同等品の販売価格を超える場合には、当該同一機種または同等品を提供することにより、修理サービスを提供したものとみなし、当該機器に対する保証は終了します。この場合、対象機器の撤去・廃棄にかかる費用および代替品の運送・設置にかかる費用は保証サービスの対象外となります。

2 対象機器の故障に関して、保証サービス期間中に複数回の修理を実施した場合において、保証サービス費用の合算額が対象機器の販売価格を超えた場合は、超えた費用はお客様負担となります。

第7条（その他）

(1) 故障及び損傷の認定などについて当社と使用者の間で見解の相違が生じた場合には、当社を通じて第三者の意見を求めることがあります。

(2) 本保証は日本国内においてのみ有効です。

(3) 修理訪問には若干のお日にちを頂戴する場合がございます。